

岩手県告示第508号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年5月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ちば内科診療所	大船渡市赤崎町字諏訪前41番地18	平成22年3月1日
さくら薬局北上村崎野店	北上市村崎野17地割170番地2	平成22年4月1日
クラフト薬局北上花園店	北上市花園町三丁目1番6号	〃
アサヒ薬局久慈店	久慈市門前第2地割7番地1	〃
たかがね内科泌尿器科クリニック	一関市千厩町千厩字構井田40番地	〃
太陽薬局	和賀郡西和賀町湯本29地割70番地22	〃
金ヶ崎駅前診療所	胆沢郡金ヶ崎町西根谷来浦46番地1	〃
平泉歯科診療所	西磐井郡平泉町平泉字志羅山11番地4	〃
有限会社かたくり薬局	北上市大通り四丁目3番1号	平成22年5月5日